

【6月・7月の行事】

- 6/13, 14 「子どもから事実を聞き取るための面接研修」 (島根県)
- 6/23 司法面接研修 (札幌南藻園)
- 6/27-30 The Society for Applied Research in Memory and Cognition 第9回会議 (ニューヨーク)
- 7/4-6 Australasian Human Development Association 第17回会議 (オーストラリア)
- 7/22 旭川弁護士会シンポジウム
- 7/23 札幌臨床心理士会講演

【4月・5月の行事報告】

5/18

子どもの虹情報研修センターシンポジウム

子どもの虹研修センターシンポジウム「性的虐待対応における児相・警察・司法との連携」は、子どもの虹情報研修センターで、5月17-18日にわたり行われたテーマ別研修「法律の理解と法的対応」の一貫として、山本恒雄先生(日本子ども家庭総合研究所)が企画されたものです。報告順に、まず仲が「子どもの事情聴取における Forensic interview の開発の経緯～そのベースとなった証言研究について～」として、心理学的な基礎研究を紹介。続いて石原智子先生(宮城県警察本部)が「児童ポルノ事件について～子どもの被害と事件の概要」として、事例にふれながら現実の対応の難しさについてご説明くださいました。次に菅野道英先生(滋賀県中央子ども家庭相談センター)が「児童相談所における性的虐待対応の現状」として、児相の現状と受理、初動、援助におけるチェックリストの利用などについて報告、そして、藤井美江先生(平栗法律事務所)が『あの人を訴えたいと思ったら』冊子を作った経緯～性的虐待対応における法的対応の課題：児相として何をしておけばいいか～弁護士の立場から」として、現行法上の課題や援助者の心構えについて報告されました。司法と福祉というそれぞれの現場と課題、そして研究の在り方と、協働の重要性を強く感じた2時間45分でした。

5/27

JSTプロジェクト進捗報告会

社会技術研究開発センターにおいて当プロジェクトの進捗報告会が行われ、北海道中央児童相談所の二口主査(現在 北海道立精神保健福祉センター)、仲、上宮が出席しました。当日は、現在のプロジェクトの進行状況と成果についての報告を行いました。審査の先生方より、今後への励ましの言葉をいただきました。ここまでプロジェクトを進めてこれましたのも、皆様方のご協力によるものです。今後ともどうぞ、よろしくお願いいたします。

5/27

法と心理学者による実務家研修

本プロジェクトも後援している、「法と心理学者による実務家研修」に仲と上宮が出席しました。研修では、巖島行雄先生(日本大学)から、人物識別や心理学鑑定が現在実務の中でどのように生かされているのか、また、今後、実務側から心理学者に求められる課題等についての講義があり、参加した実務家の方々と交えてのディスカッションが行われました。その中でも、人物識別や証言鑑定に並び、やはり、どのように取り調べを行えばいいのかという問題については、今後大きなニーズがあるだろうというコメントがありました。当プロジェクトの実施している司法面接についても、様々な場面への応用可能性を感じるよい機会となりました。

私と司法面接

「私と司法面接」のコーナーでは、司法面接に携わっておられる実務家の先生方や研究者に、司法面接をテーマに簡単なエッセイを書いていただいております。司法面接に携わっておられる人の数だけ、司法面接に関する考え方、信念、経験があるという意味を込めて、タイトルを虹色にしてみました。

司法面接と私

静岡県西部児童相談所

杉森加代子



被害確認面接のトレーニング研修を初めて受けたとき、これまでの面接の仕方との違いに随分戸惑いました。しかし被害確認での質問の仕方に少し慣れてみると、そこで使われる聞き方は、実は日々の通常の面接にも有効なのでは、と感じることがありました。

今回は性被害を受けた子に対してということでしたが、それに限らず、身体的虐待を受けた子にどんな暴力があったのか聞く時や、施設内で子ども同士のトラブルを聞き取る時など、とにかく‘何があったのか’を聞くときに、実際「～のことについてお話して」「〇～△までのことを順番にお話しして」と尋ねると、子どもから聞き取れる情報量がこれまでより多く豊富なものになるな、と実感しています。

さて被害確認面接は、幸か不幸か研修後すぐに実践の場がやってきました。が、いざその場になると、何て言うんだっけ？と焦ってメモを何度も見たり、そういえば困ったら‘それから？’だ！と研修で教わったことを懸命に思い返しながらも頭の中は大混乱。

でも振り返ると懸命なわりに聞けていないことが多く、ため息をつきつつ、やっぱり練習あるのみだと痛感しているところです。腕を磨くにはどんなことも練習、と今後も職場の仲間と互いに刺激しあっていきたいです。

バックスタッフ日記

1. 多職種連携

司法面接では、面接を行う部屋とは別に『バックルーム（観察室）』という部屋があり、その部屋では面接の様子をリアルタイムでモニターできます。児童福祉司、警察、ソーシャルワーカー、小児科医、セラピストなど、子どもに関わる可能性のある専門家がこの部屋に入り、ケースを進めるために必要な情報が得られているか、聞き洩らした事はないかを判断します。面接者は一通り聞き取った後、ブレイク（休憩）を取り、バックルームのスタッフ（バックスタッフ）と追加で聞いておくべきことがないかを相談します。もし追加の質問があれば、面接室に戻り、聞き取ります。

このように、様々な職種の専門家が同時にバックルームで1人の子どもの面接を聞くことができれば、子どもは1度だけ面接を受ければ済むことになります。また、専門家同士が互いに同じ情報を持っていることを前提にしながら、連携し、ケースを進めていくことが出来ます。

この連載では、バックスタッフの役割などについて取り上げていきます。第1回目の今回は、海外のバックルーム事情についてご紹介します。

2008年に、仲先生と訪問したオレゴン州の CARES NORTHWEST では、実際にバックルームに入り、面接を見せてもらうことができました。

面接を受けるお子さんには、必ず、バックスタッフが面接をモニターしていることを伝えます。CARESでは、バックスタッフ1人1人について紹介していました。私についても、「面接官になるために、日本から勉強しにきている女の人」と説明していました。2ケース見ましたが、面接を受けるお子さんは、バックスタッフが見ていることについて、あまり気にならない様子でした。1つのケースでは、面接終了後に、面接官と一緒にお子さんがバックルームに挨拶にやってきました。

1つ目のケースでは、私の他に、刑事、医者、ソーシャルワーカー、DHS（Department of Human Service）、小児科医が面接をモニターしていました。このケースは、身体的虐待の目撃について聴取するというものでした。この面接に先駆け、警察が子どもと接触した際に、子どもが開示しようとしたので、話すのをストップするように言い、「CARES という場所の専門の人に話を聞いてもらう」と

子どもに説明したという話でした。この刑事さんに後で、「どうして途中で話を聞くのをストップさせたのですか？」と尋ねたら、「CARES は子どもから話を聞く専門機関だからね。僕たちが聞くよりも、CARES に聞いてもらった方がいいんだ。」と答えてくれました。

2 件目のケースは性的虐待ケースでした。ソーシャルワーカー、警察、小児科医、DHS がバックルームに入っていました。このケースでは結局、子どもからの開示はありませんでした。ですが、警察の持っているその他の証拠から、警察としては逮捕を急いでいるんだという状況をメンタルケアの職員に話し、子どもに話してもらうにはどのくらい時間がかかりそうかと意見を求めるなど、お互いの今後の動きについてもバックルームで相談する状況を見ることができました。

2010年にサンディエゴの研修でお会いした刑事さんにも話を聞く機会がありました（ニュースレター第4号参照）。ミネソタ州ダルースの警察署では、CAC（Child Advocacy Center）が多職種チームをコーディネートし、警察か CPS（Child Protection Service）のどちらかが面接を行います。バックルームには、警察、検察官、弁護士、医師、CPSが入ります。この地域で特徴的なのは、メンバーに検察と弁護士の両方が入っていることです。弁護士がバックルームに入ること、反対尋問で取り上げられる可能性がある点についても想定しながら面接を進めることが可能だということでした。もちろん、この弁護士は裁判で実際に対立している弁護士とは関係のない人が入ります。

また、警察と CPS は一緒になって捜査をします。職場も近くにあり、この刑事さんの場合、隣の席が自分のパートナーの CPS の職員だという話でした。こうすることで、普段からコミュニケーションが取りやすくなり、捜査も円滑に進むとのことでした。

このような海外の取り組みから、司法面接という場が、子どもに関わる様々な専門家が連携するために集まる、一番最初の起点という役割を果たしていることが解ります。

（室員 上宮 愛）

研究通信



「研究通信」のコーナーでは、支援室の室員、仲研究室の院生を中心に、司法面接に関連する学術研究を簡単にご紹介していきます。

気持ちについて話すこと ～子どもたちが持つ感情を表現する能力～

Michelle Aldridge & Joanne Wood.(1997).Talking About Feelings: Young Children's Ability To Express Emotions. Child Abuse & Neglect. Vol.21, 12, 1221-1233.

子どもへの調査面接では、虐待や加害者について子どもがどのように感じていたかを尋ねる場合があります。しかし現実には、10代半ばの子どもでも感情を上手く説明できないといわれています。一方で、様々な調査や実験では、子どもは十分に感情を表現する能力があるとされています。

今回紹介する研究は、子どもたちの感情を表現する言葉の発達について検討しています。

方法

【参加者】 5～11歳の子どもと大人。各年齢8人ずつの計64人。

【手続き】 参加者は、以下の8つの場面において登場人物が「どのように感じたか？」を答えるように求められました。

場面1：滑り台から落ちてしまい、痛かった場面。

場面2：わざと髪を引っ張られ、痛かった場面。

場面3：誕生日パーティーを開催している場面。祝ってもらっている人物についての感情を質問。

場面4：「誇り」「喜び」のような、より特定の複雑な感情を表す単語を聞き出すために、ブランコを一番うまく乗れている人物についての感情を質問。

場面5：親友と喧嘩別れしたあとの感情について質問。

場面6：喧嘩別れした後、新しい友人ができる場面で、喧嘩別れしたあと、新しい友人ができたときの感情について質問(同じ対象に対して違う感情を表現できるか)。

場面7：ジャングルジムの頂上で動けなくなり、どうにもならなくなった場面。

場面8：滑り台から落ちて痛いからやりたくないのに、無理に

遊びに参加させられる場面。

結果と考察

実験の結果を Tabel.1 に示しました。結果より以下の3つのことが分かります。

- 1) 子どもの感情を表現する能力は低く、8歳頃にならないと、恐怖・怒り・不安という概念を表現できません。つまり、8歳までの子どもに感情を答えさせても、子どもの持つ語彙の種類によって制限され、あまり意味がありません。
- 2) 虐待についての面接場面で重要な「強制」という概念の表現を、大人とは違い、ほとんどの子どもができていません。11歳でも大人のように感情を表現できず、14歳でも、性的・脅迫的な話題に関しては表現が難しいのです。
- 3) 11歳まで、同じ対象に対して、相反する感情、たとえば「好き」「嫌い」を表現することができません。

この研究は、実際の面接場面に近い形で検討されましたが、それでもなお現実の場面との乖離が多くあります。現実場面では、子どもたちが押し黙ってしまうなど、感情について答える能力はさらに低くなると言われています。

したがって専門家は子どもに感情についての質問をするとき慎重に行わなければ、その子どもがどれだけ苦しんだかを明らかにするよりもむしろ、その子どもの持つ証言能力について誤った印象を裁判員に与えてします。

虐待についての子どもの面接において、感情について質問することは果たして有益なことなのかどうか、今後更なる検討が必要です。

Table.1 年齢群ごとの各感情概念を表現した参加者の割合

感情概念	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	成人
幸せ	87.5	100.0	87.5	100.0	100.0	87.5	100.0	87.5
悲しみ	62.5	100.0	87.5	100.0	87.5	87.5	100.0	100.0
痛み	37.5	12.5	75.0	50.0	87.5	87.5	37.5	25.0
怒り	0.0	25.0	37.5	60.0	37.5	87.5	50.0	100.0
興奮	0.0	12.5	12.5	50.0	62.5	62.5	50.0	100.0
誇り	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	37.5	0.0	87.5
恐怖	0.0	12.5	12.5	62.5	100.0	50.0	75.0	100.0
孤独	0.0	0.0	12.5	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5
当惑	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5
不安	0.0	0.0	0.0	12.5	12.5	12.5	50.0	50.0
強制	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0

論文紹介者

澤田 尚宏 (さわだ なおひろ)

北海道大学文学部心理システム科学講座 4年